CHIYODA CITY
広報 千代田
No.1092
平成14年（2002年） 7/20
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-2111
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

交通バリアフリー歩行空間の整備 …… 2
ケーブルテレビの加入助成 …… 3
ふらっと区長室 …… 4・5
保健事業ガイド …… 6
国民健康保険・介護保険 …… 7
各施設のお知らせ …… 8

さあ、夏休み!!

元気に遊んで楽しく学ぼう

区では、夏休み期間中にさまざまな催しを行っています。自由研究や思い出づくりに、奮ってご参加ください。

区民キャンプ会

とき　8月23日㈮～25日㈰（23日午後10時総合体育館前集合・出発）
場所　八幡平（岩手県）
対象　区内在住・在勤の健康な方35名（申込順）
費用　2万7千円（バス代、宿泊費等）
主催　千代田区レクリエーション協会
申込み　7月22日㈪から所定の申込書をファクシミリ（7面記入例参照）でレクリエーション協会・久保勝 FAX 3251-4464へ。

夏休み　身近な環境を調べよう

環境問題をテーマに、簡単な実験を通して、身の回りの環境を調べる方法を紹介する「自由研究の手引き」を配布しています。体験学習をはじめ、酸性雨についての調査、自由研究の参考例、見学場所の案内など、環境に関する情報がいっぱいです。小・中学生向けの夏休みの自由研究としても活用できますので、みんなで挑戦してみましょう。

配布場所・問合せ　環境土木計画課事業計画主査

児童館映画会

いろいろな映画を上映します。

■**富士見児童館（富士見2-3-6）☎3262-1040**
☆**サマーシアター**　7月25日、8月1日・8日・15日・22日・29日いずれも木曜日の午後1時30分～

■**一番町児童館（一番町10）☎3230-0866**
☆**夏休み映画会**　7月25日、8月1日・8日・15日・22日・29日いずれも木曜日の午後2時～

千代田図書館（九段南1-6-11）☎3264-2111

☆**おはなし会**　7月27日、8月3日・24日いずれも土曜日、幼児向け＝午後2時～2時30分、小学生以上＝午後3時～3時30分
☆**親と子の読み聞かせ講座**　8月27日㈫午後2時～3時
☆**夏休み宿題相談**　8月31日㈯まで、読書感想文の書き方や自由研究の材料探しの相談に応じます。毎日午後5時まで（休館日を除く）。

四番町図書館（四番町1）☎3239-6357

☆**土曜子ども映画会**　8月24日㈯午前10時～正午、「風の谷のナウシカ」
☆**おはなし会**　7月28日㈰、8月25日㈰いずれも幼児向け＝午後1時30分～2時、小学生以上＝午後2時30分～3時

総合体育館夏休み無料開放&プール全日個人開放

■**夏休み無料開放**
区内の小・中学生を対象に、総合体育館の各施設を無料で開放します。

期間　8月31日㈯まで
利用できる種目・曜日など　左表のとおり
※バレーボール、バスケットボールは小学校5年生以上、弓道、アーチェリーの利用は身長145cm以上の方に限ります。

■**プール全日個人開放**
7月～8月のプールは休館日と区の事業等があるときを除き、全日個人開放します。
初めて利用する区民の方は、区民利用カードを発行しますので、住所を確認できるものをお持ちください。
※8月18日㈰の利用は区民の方に限ります。

開放時間　午前9時～午後9時（2時間フリータイム制）
利用料金　小・中学生＝200円（300円）、高校生以上＝400円（600円）、区民で60歳以上および障害者の方＝無料
※金額は2時間の区民料金で、（　）内は一般料金です。なお、延長料金は1時間当たり、区民、一般とも小・中学生が150円、高校生以上は300円です。
休館日　8月19日㈪

総合体育館夏休み無料開放　利用できる種目・曜日など		
種目	曜日	時間帯
バレーボール	木曜日、第4土曜日	午後
バドミントン	火曜日、第1土曜日	午後
水泳	月～日曜日	午前9時～午後5時
バスケットボール	第3土曜日	午後
卓球	火・木曜日 第1・3・4土曜日	午後
	第1・4日曜日	午前・午後
相撲・剣道	第1・3・4土曜日	午後
	第1・4日曜日	午前・午後
柔道	第1・4日曜日	午前・午後
空手道	第1・3・4土曜日	午後
弓道	第1・4土曜日	午後
	第4日曜日	午前・午後
アーチェリー	第3土曜日	午後
	第1日曜日	午前・午後

※午前＝9時～正午、午後＝1時～5時

総合体育館「週間プログラム」日程変更のお知らせ
8月1日㈭～31日㈯の週間プログラム（体操教室等）が一部変更となります。詳しくはお問い合わせください。

―いずれも―
問合せ　総合体育館（内神田2-1-8 ☎3256-8444）

「こどもの池」ご利用ください

池の深さは30cm程度で、トイレとシャワーの設備があり、水を毎日入れ替えています。清潔で安全ですので、小さなお子さんを安心して遊ばせることができます。ぜひご利用ください。

開設期間　8月25日㈰までの午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
※毎週月曜日の午後2時以降は、池の清掃・点検のため利用できません。

こどもの池のある公園
・東郷元帥記念公園（三番町18）
・千鳥ケ淵公園（麹町1-2、半蔵門そば）
・神田児童公園（神田司町2-2）
・芳林公園（外神田3-5-18）
・和泉公園（神田和泉町1）

対象　小学校入学前の幼児
※保護者の付き添いが必要です。
問合せ　道路公園課神田土木維持係

「明るい選挙」啓発のポスター・標語募集

区選挙管理委員会では、明るい選挙を推進するため、「ポスター」と「標語」を募集します。
優秀作品は表彰し、選挙啓発のために使用させていただきます。
奮ってご応募ください。

■**ポスター**
内容　明るい選挙を推し進めることを表すもの
応募資格　区内在住・在学の小・中学生および高校生
作品の規格　色彩・画材は自由。大きさは45cm×30cm～55cm×40cm（縦横自由）

■**標語**
内容　ポスターと同じ
応募資格　区内在住・在勤・在学者

―いずれも―
応募・問合せ　9月6日㈮までに、住所、氏名（ふりがな）、性別、学校名（職業）を書いて、郵送または直接、選挙管理委員会事務局（〒102-8688九段南1-6-11区役所6階）へ。

☆次号は8月5日（月）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

区内の駅や周辺地域

バリアフリー化を進めます！

区では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、駅やその周辺地域の実状に即したバリアフリー化への基本構想を作成するため、昨年9月に区民の代表者、学識経験者、※公共交通事業者、道路管理者、交通管理者で構成された「千代田区バリアフリー歩行空間整備構想策定委員会（座長：秋山哲男東京都立大学教授）」を設置し、主要駅などにおけるバリアフリー化の現状と課題について検討を重ねました。

検討の結果、区内に39ある鉄道駅はすべて、1日の平均利用者数5千人以上の特定旅客鉄道施設であり、皇居を除く区全域が、駅からおおむね1㎞以内の徒歩圏であることから、委員会では、皇居を除き、区全域を歩行空間のバリアフリー化を図る整備構想地区と位置づけ、だれもが安全、安心、快適に移動できる千代田区を目指す、「千代田区バリアフリー歩行空間整備構想」をまとめました。

整備構想で図られること

公共交通事業者、道路管理者、交通管理者が、段差の解消や歩行の障害となるものの除去など、区全体の歩行空間のバリアフリー化の計画を共有し、平成23年（2011年）を目標年次として、一体的かつ速やかな施設整備を行っていきます。

閲覧・意見書の提出

千代田区バリアフリー歩行空間整備構想は区のホームページでご覧いただけるほか、各出張所で閲覧できます。なお、この整備構想に対する意見・提案をお寄せください。

▼閲覧期間　7月22日㈫～8月5日㈫

▼意見・提案の提出　8月5日㈫（必着）までに直接、環境土木計画課または各出張所へ。

千代田区交通バリアフリー基本構想の策定に向けて

区では、「整備構想」に対する区民の皆さんのご意見・ご提案と鉄道事業者、道路管理者、交通管理者との協議のうえ、区の具体的な行政計画となる「千代田区交通バリアフリー基本構想」の策定を進めるほか、神田エリア・お茶の水エリアなどの道路特定事業計画の策定、一部の道路の電線類地中化整備等の調査を実施します。

問合せ　環境土木計画課

▼千代田区バリアフリー歩行空間整備構想の位置づけ

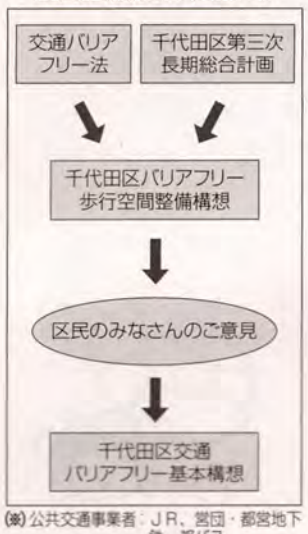

㈱公共交通事業者：ＪＲ、営団・都営地下鉄、都バス
道路管理者：国（国道）、都（都道）、区（区道）
交通管理者：公安委員会

貸駐車場を建設する方へ

資金融資のあっせん

都と特別区では、23区内に一般公共駐車場（時間貸し・月極）や自転車駐車場を建設したり、現在ある月極駐車場を時間貸し駐車場に改造する際の資金を金融機関から借りられるように、「融資あっせん」と「利子補給」を行っています。

対象　次の条件を満たす駐車場敷地の権利を有し、金融機関の求める担保を提供できる方

①面積が300㎡以上または付置義務部分を除いた収容台数が20台以上（東京都駐車場条例に規定する荷さばき駐車場の場合、面積が300㎡以上または収容台数が4台以上あること）で、

②新設、増設、建て替え（機械の更新を含む）の着工前の駐車場（増設の場合は、新たな面積または収容台数が対象以上であること）

※休日に開放する場合を除き入居者・社員専用など利用者を特定する専用駐車場は対象外。

融資金額　1台当たり500万円以内（地下式・荷さばき駐車場は、1台当たり1千500万円以内）

※解体・用地取得・設計費用、消費税は対象外。

※平面式駐車場の場合、収容台数の5分の3以上または30台以上が時間貸しであることが利子補給を受ける条件です。

融資利率　変動金利（新長期プライムレート）

償還方法・期間　元利均等または元金均等償還で15年以内。

利子補給　融資年利のうち、1％（地下式の都市計画駐車場は2％）を5年間。

ただし、融資利率が利子補給率を下回った場合は、融資利率とします。

問合せ　環境土木計画課

個人で事業を営む方へ

生業資金の貸付

区では、個人で事業を営む方で、一般の金融機関から融資を受けることが困難な世帯に、生業資金をお貸しします。

対象　この資金を借り受けないと生活が困窮する、次の条件を満たす方

①区内に1年以上住み、

②主としてこの資金を借り受けようとする事業によって生計を立てていて、

③住民税を完納し、

④連帯保証人がいる方

なお、申込後に申込内容・事業計画等を審査します。

貸付額　200万円以内

貸付利率　年0・5％

返済方法　6年以内（据置期間6か月間を含む）の月賦元金均等返済

申込期限　8月2日㈯

問合せ　福祉総務課厚生主査

第5回

建て替え支援相談会

住宅を建て替える（共同建築等）際に活用できる各種助成制度を紹介し、個別の相談に応じる「建て替え支援相談会」を、地区計画が定められている地域で順次開催します。

今回は、中神田中央地区の地区計画が定められている区域を対象としますが、その他の区域における建て替えのご相談にも応じます。

とき　7月30日㈫午後6時30分～8時（午後6時15分開場）

会場　神田公園区民館（神田司町2－2）

※希望者は当日直接会場へ。なお、ご要望に応じてご自宅等に伺う「訪問相談」も行っています。

問合せ　㈶千代田区街づくり推進公社整備促進部☎3262－0211

公庫住宅ローン返済にお困りの方へ

返済相談

住宅金融公庫では、公庫住宅ローンの返済が困難な方の返済相談を行っています。

返済に不安を感じている方は、公庫支店または取り扱い金融機関の「住宅ローン返済相談所」に早めにご相談ください。

また、勤務先の倒産などにより返済が困難となっている方で、一定の要件に当てはまる方に対し、返済期間の最長10年間の延長や3年間の元金据置期間の設定および据置期間中の金利引き下げを行います。

救済措置の期限　平成15年3月31日㈪

問合せ　㈶住宅課、住宅金融公庫東京支店返済相談室☎5261－8921

都市計画の内容が変更になりました

7月8日に次の都市計画が変更されました。

・丸の内二丁目地区地域冷暖房施設（区決定）　都市計画を定める区域／丸の内二丁目地内

・有楽町地区地域冷暖房施設（区決定）　都市計画を定める区域／有楽町地内

※都市計画の内容は都市計画課（九段南1－6－17千代田会館2階）で縦覧できます。

問合せ　都市計画課都市計画係

税金

■災害により被害を受けたときは

台風や集中豪雨などで被害を受けた方には、個人住民税・固定資産税・都市計画税・個人事業税の税額を軽減する減免制度があります。被災地の跡地に再建築した家屋にかかる不動産取得税、事業所税なども対象となります。

この制度は、被害を受けた方が直接申請することが条件です。

また、被害にあって、区税または都税を納めることができない方には納税の猶予制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ

・個人住民税・減免制度＝税務課課税係

・納税の猶予制度＝税務課納税係

・固定資産税・都市計画税・個人事業税・不動産取得税・事業所税＝千代田都税事務所☎3252－7141

■にせの都税職員にご注意ください

都税事務所の職員を装い、納税者の自宅などに電話して、「都税事務所の○○」と名乗り、電話に出た方に家族構成や勤務先、自宅住所などを聞きだす事例が発生しています。

東京都の税務職員が、皆さんに対して電話で問い合わせるのは、原則として、提出していただいた申告書類などの内容をご本人に確認するときや納税期限を過ぎた税金について納税のお願いをするときなどです。

ご家族の方が電話での問い合わせを受けたときは、まず、相手の所属と氏名を確認し、本人に相談のうえ回答するか、不審な点があるときは都税事務所にお問い合わせください。

問合せ　千代田都税事務所☎3252－7141

お気軽にご相談ください！

人権擁護委員

区では、8名の人権擁護委員が活躍しています。そのうちの5名に、次の方が、7月1日付で法務大臣より委嘱されました。

日常生活の中で人権を無視されたり侵害されたと感じたとき、または身の上の心配事などがあるときは、お気軽にご相談ください。なお、8月を除く毎月第2火曜日に、区民相談室（千代田図書館横）で、人権身の上相談を行っています。

人権擁護委員
（敬称略・五十音順）

伊藤ミツエ（再任）
☎3261－1365

金丸精孝（再任）
☎3264－6460

久保田富三郎（新任）
☎3831－6082

小松一枝（新任）
☎3264－0068

森下悦子（再任）
☎3265－3620

問合せ　国際平和・男女平等人権課

ケーブルテレビ加入助成

第３期開局地域の申請は平成15年３月31日(月)まで

区では、深刻化するテレビ電波障害の解消促進のため、ケーブルテレビに加入する区民の皆さんに、加入金および工事費の一部を助成しています。

第3期開局地域については、平成15年3月31日(月)で助成期間が終了します。早めにご加入ください。

申請期間

▼第3期開局地域＝平成15年3月31日(月)まで

▼第2次開局エリアの一部＝平成16年3月31日まで

※右記地域であっても一部未開局地域があります。

※第1・2期開局地域については、一部の未開局地域を除き、助成期間は終了しました。

助成対象　区内に居住し、区の住民基本台帳または外国人登録原票に記録・登録をしていて、住所地の住居においてケーブルテレビに加入した方。ただし、次の方を除きます。

①すでに助成を申請した方と同一世帯の方

②加入前にすでにテレビ電波障害の原因者から、ケーブルテレビによる対策を施されている方

助成金額（消費税を含む）

・加入金＝2万1千円

・工事費＝1万500円

・合計＝3万1千500円

※加入金または工事費のみの助成となる場合があります。

申請方法　加入契約を結ぶ際に、東京ケーブルネットワーク㈱が申請を代行します（実際の請求金額から助成金額を差し引いた金額を加入時にお支払いください）。また、共聴組合、集合住宅管理組合等の団体が、一括で申請することもできます。

開局記念キャンペーン　東京ケーブルネットワーク㈱では、当分の間、通常2万1千円の標準工事費を1万500円のキャンペーン価格で行っています。

インターネット接続サービス

助成金の対象にはなりませんが、ケーブルテレビの加入とセットで申込むと割引サービスがあります。

問合せ

・テレビ電波障害の相談・助成制度＝地域整備課

・ケーブルテレビの開局範囲、整備計画、視聴内容、加入方法、接続工事費等の見積り＝東京ケーブルネットワーク㈱ ☎3814−2600

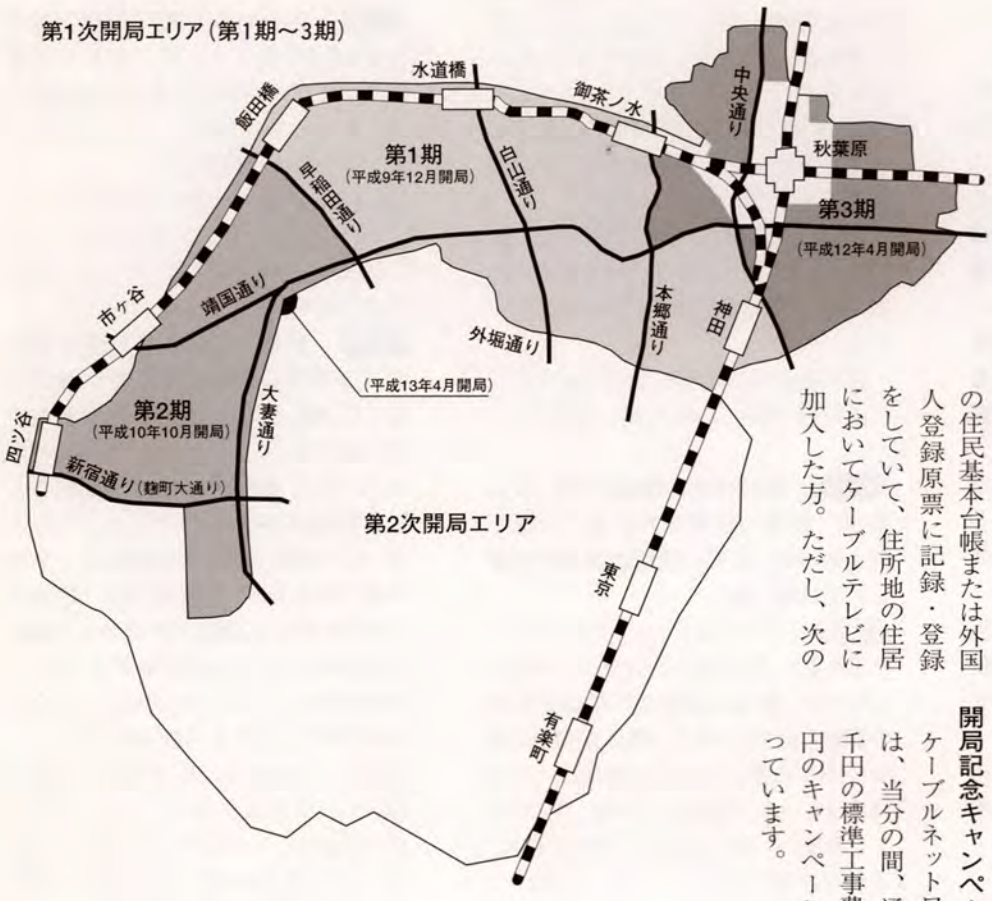

▼開局地域は、次のとおりです。（一部未開局地域を除く）

第3期開局地域

岩本町1・2丁目、岩本町3丁目（靖国通り南側かつ水天宮通り東側）、鍛冶町1・2丁目（多町大通り東側）、神田淡路町1・2丁目、神田和泉町、神田岩本町、神田小川町1丁目（靖国通り北側）、神田鍛冶町3丁目（中央通り東側）、神田北乗物町、神田紺屋町、神田佐久間河岸、神田佐久間町2〜4丁目、神田須田町1・2丁目（靖国通り南側と北側一部）、神田駿河台3・4丁目（本郷通り東側）、神田富山町、神田西福田町、神田練塀町（再開発地区を除く）、神田東紺屋町、神田東松下町、神田平河町、神田松永町、神田美倉町、外神田1丁目（JR総武線北側かつ中央通り西側）、外神田2丁目（2〜4番を除く）、外神田4丁目（旧青果集配センター北側）、外神田3・5・6丁目、東神田1丁目（神田金物通り南側）、東神田2・3丁目

第2次開局エリアの一部　九段南2丁目（4〜9番）

ふれあいクラブ 昼食会会員募集

神田公園地区・万世橋地区で9月から始まる昼食会に参加しませんか。活動を通して、楽しく友達の輪を広げていきます。

とき・会場　下表のとおり

対象　おおむね60歳以上で一人暮らしの方または高齢者のみの世帯の方、各地区20名（申込順）

費用　1回500円（昼食代）

申込み　直接高齢者センター（神田神保町2−20 ☎3265−3981）へ。

▼ふれあいクラブ

地　区	と　き	会　場
神田公園	第1・3土曜日 正午〜午後1時	総合体育館 （内神田2−1−8）
万世橋	第2・4月曜日 正午〜午後1時	万世橋区民会館 （外神田1−1−11）

長寿会にご加入を！

区内には6つの長寿会があります。各長寿会では、誕生会や春と秋の千代田荘への旅行など、楽しい催しを行い、会員同士の親睦を深めています。家にひきこもらず、いろいろ出かけて活動することは健康の維持増進、寝たきり予防につながります。

皆さんの入会をお待ちしています。

対象　60歳以上の区内在住者

申込み　電話または直接高齢者センター（神田神保町2−20 ☎3265−3981）へ。

幼稚園と保育園の一元化に向けて

6月26日〜7月2日にかけて、石川区長は、区議会議長他と一緒に、坂口厚生労働大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、東京都知事および東京都議会議長に「幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度の創設を求める要望書」を提出しました。

▶坂口厚生労働大臣に要望書を提出する区長

★くらしの知恵★ サンケア製品の選び方

太陽がまぶしい季節。いよいよ夏本番です。この季節、薬局の店頭などで、日焼け止め化粧品をよく見かけます。商品には、SPFとかPA、さらに+などの記号が組み合わされて表記されています。

これらの記号の意味を知っていると、商品を選ぶときに役立ちます。的確な商品を選んで、むだ無く、効果的なお買い物を心がけましょう。

紫外線は太陽から放射される電磁波です。地上に届く紫外線には、波長の長い「UVA（A紫外線）」と、波長の短い「UVB（B紫外線）」の2種類があります。

▼お肌への影響

UVA＝表皮にある淡色のメラニン色素を濃色のメラニン色素に変化させて、皮膚を黒化させます。また、皮膚の深部（真皮）にまで入り込んで、しみやたるみの原因となります。窓ガラスや雲なども通し、屋内にいても、曇りや雨の日でも皮膚に届きます。

UVB＝皮膚への作用が強く、多量に浴びると紅斑や浮腫などの炎症（サンバーン）を起こさせます。数日後にはメラニン色素の増加により皮膚に色素沈着を起こさせ、いわゆる日焼け（サンタン）となり、しみやそばかすを濃くします。海水浴、スキー、ゴルフなど、屋外でのスポーツ、レジャーの日焼けの主な原因を作ります。窓ガラスなどで吸収されます。

▼サンケア製品の記号表示

SPF（Sun Protection Factor）＝B紫外線による日焼けを防ぐ効果を表わす指数で、その数値が高いほど、効果が高くなっています。

PA（Protection grade of UVA）＝A紫外線を防ぐ効果を+で表わしています。効果が高い順に

[+++] 非常に効果がある

[++] かなり効果がある

[+] 効果がある

と、表示されています。

問合せ　商工振興課消費経済主査

▼紫外線防止用化粧品の選び方

生活シーン	SPF	PA
日常生活（散歩、洗濯物干し、通勤通学等）	10	+
屋外での軽いスポーツやレジャー	10〜30	++
炎天下でのレジャー（マリンスポーツ、春スキーなど）	30以上	+++
非常に紫外線の強い場所や紫外線に過敏な人	50+	+++

※光線過敏症の方は、医師に相談してください。

ふらっと区長室

区長が各出張所地区へお伺いし、皆さんから直接、区政に関する相談や提案をお聴きし、区政運営の参考とする「ふらっと区長室」を開催しました。冒頭に区長、助役から6月24日に成立した新しい条例について、その概要を説明し意見交換に入りました。今回は、6月27日の万世橋区民会館、7月2日の神保町区民館、7月3日の番町区民会館での主なやり取りと、その後の区における検討状況・対応状況をお知らせします。

問合せ　広報広聴課

「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」に関するもの

区民　過料と罰金の違いは何か。

区長　どちらも罰則であるが、過料は行政罰で、行政機関（区長）が違反者に科すものである。他方罰金は刑事罰で、刑事手続きを経て科されるもので、区長が直接科すことはできない。

区民　方向としては異論がないが、罰金を科すというのは、区民の民度が問われるようでいかがなものかという気もする。灰皿もほとんど無い。

区長　基本的にはマナーの問題だと思う。平成11年に空き缶やタバコのポイ捨て禁止条例を施行したが効果ははかばかしくなかった。罰則まで設けるのはどうかという議論はあったが現状を踏まえるとこういうやり方しかないと思う。

過料や罰金を科すのは本意ではない。地域の皆さんは自分の庭のごとく路上を掃除しているが限度がある。民度という問題ではないと思う。

わたしも駅周辺でごみを拾ってみたが、わたしたちが拾っているのを見ながら、ポイポイ捨てていくのが実態である。企業にも社員教育をお願いしなければならない。全域でなく、たくさんの人で混雑する駅周辺や通学路に当たる地区を指定して路上での喫煙をご遠慮いただく。

子どもや車いすの方の目の高さに歩きタバコの火がきて危ないとか、実際にやけどを負ったとか、大人でもすれ違ったときに手に火傷をしたとか、洋服を焦がされたとか、ぜん息の発作が起きたとか、灰が目に入ったとか、煙が健康に悪いし不愉快だとか、数多くの意見が寄せられている。灰皿は区や商店街で設置している。

区民　鉄道管理者に働きかけて地下鉄駅構内に喫煙所を作ってもらって、一服してから出てくるようにしたらどうか。

区長　喫煙場所を作っても、朝の忙しい時間に通勤者がそこを使うというのは難しい。企業も真剣に考えてくれている。通勤、通学して来る人に対してどれだけ意識を高めてもらうかがこの条例の成否を握る。

区民　毎朝、通勤者のほとんどが歩きタバコをしていて不愉快な思いをする。缶を木にぶらさげているが、そこには捨てず、木の根っこにポイ捨てしていくため木が枯れてしまう。

麹町大通りは商店街で灰皿を設置しており商店街の人が掃除をしているが、すぐにいっぱいになってしまう。ある程度灰皿などを置くのか。過料を科したり注意するのは区の職員がやるのか。

区長　指定地区では歩きながらの喫煙を禁じているので灰皿の設置は考えていない。現在も朝の通勤時間にほとんどの人が灰皿のあるところで吸っているわけではない。

10月の施行後、区の職員を最低2名は毎日巡回させる。警察は月3回はパトロールしてくれることになっている。

過料は区役所がやるが、吸い殻のポイ捨てなどで悪質な場合には、区から警察に告発して罰金をとるようになる。

区民　外から通勤してくる人への働きかけが重要だ。やはり企業に協力してもらうのが良いと思う。ポスターやちらしに、町会も賛同していることやポイ捨てをしないことを入れて注意を喚起してほしい。いろいろな所へはったり配布することが防止につながるのではと思う。歩きタバコの人にわたしたちが注意しやすいように腕章を作ってはどうか。

区長　ポスターは今後も作る。企業へのお願いについては、わたしも何社か企業にお願いに伺っている。これからも積極的に行きたいと思っている。区がどこまでやって、区民の皆さんに何をお願いするかは今詰めている。腕章とか、マークみたいなものも考えて、区民の方でも注意しやすい形も含めて詰めていく。

区民　具体的に番町地区はどのあたりを指定地区に考えているか。

区長　区の案としては日テレ通りを中心に考えている。実際は地域に住む方や商店街の人の話を聞いて指定地区を決める。

区民　実態はひどくない所もある。地域の責任できれいにしているし、区の世話になっているわけではない。指定地区にされたらビル経営上も問題がある。

区長　区内全域をすべて路上禁煙地区に指定にするわけではない。地域の方と相談してこの地域は大丈夫だというならそこは指定しない。

区民　歩道上に突き出ている看板は危険なので改善してほしい。

区長　看板は許可制になっているので、調べる。

【その後の検討状況・対応状況】

現場を確認して当該店舗の責任者に会い、区の基準に合わせて改善するように指導した。

区民　違法エステが見つかった場合の区側の対応と処置を伺いたい。

区長　すべてが違法ではなく、エステという看板を掲げて性風俗営業をしている場合などが違法になる。風俗営業法の場合、警察で摘発するしか取り締まりができない。摘発は現場主義でその現場を押さえなければならず、非常に人手と手間がかかる。取り締まりについては、警察署長に会うたびに、要請しているところである。区が条例の施行によってできるのは、違法看板などだ。

区民　今までどおりいたちごっこになって、実効性はないのではないか。

区長　違法エステをこれ以上増やさないことも必要である。例えばビルのオーナーがそのような業者に部屋を貸さないようにすることだ。この点をビルのオーナーの方にお願いしたい。条例を施行して具体的な対応をする際には、指定地区の方々と協定を結ぶので、その中に盛り込みたいと考えている。

その他の事項に関するもの

区民　芳林公園、神田寺のはとのふん公害がひどい。はとにえさをやっている人もいる。何とかできないか。

区長　抜本的な解決策がなく苦慮している。はとだけでなくからすの問題もある。地域の人が注意しても、鳥を好きな人がえさをやっている例もある。

【その後の検討状況・対応状況】

①はとのふんによる公害等を明記した「はとにえさをあげない看板」を設置する、②公園パトロール時の指導を強化する。

区民　多町通りの植え込みにごみを捨てる人がいる。空き地に粗大ゴミを置いていく人がいる。何とかできないか。

区長　他の地域でもそういう話がある。物理的に工夫すれば捨てられないようにできるかもしれないので現場を見させていただきたい。

植え込みに捨てられていた時は清掃事務所に連絡いただければ対処する。空き地の不法投棄については所有者と話し合いをする。

【その後の検討状況・対応状況】

植え込みにごみを捨てないように看板を設置する。

区民　表通りからは見えにくい所に不法投棄されやすい。集積所に大きな目立つ看板を置いてほしい。

資源ごみの回収時にそれ以外のものを捨てる人がいるので、対策を講じてほしい。古布の回収も1か月に1回ぐらいやってもらえないか。

区長　あちこちで夜中に不法投棄という話がある。職員の勤務体制の問題もあるが、夜間に巡回をしないといけないかもしれない。

ごみについては、時間帯収集を検討している。それによって、集積所の表示の仕方も変わってくる。不法投棄についてもその時に検討していきたい。

資源回収のシステムが一昨年変わってしまったが、以前のシステムの方がよかったのではという話も庁内では出ている。

部分的にやって も解決にならないので抜本的にやらないといけないと考えている。以前の回収方式は企業との関係も保ちやすかった。区では10月からモデル地区でトレー等の回収を行う。

現在の仕組みは合理的ではあるが、千代田の実態からみると難しいところもある。ごみの問題はコストだけで考えてはいけないと考えている。従来と同じやり方を取るとしたら、一定の助成も必要であり、それも含めて考えていく。

【その後の検討状況・対応状況】

当面、集積所の不法投棄対策として看板を作成する。資源（古紙・びん・缶）の排出方法をさらに周知していく。古布の拠点回収などについても、さらにPRに努めていく。

区民　淡路町一丁目の地下鉄の出口付近では、ダンボールなどを積み重ねてあり、ごみの汁などこれから夏にかけて悪臭が心配だ。

区長　現場を調べて対応する。

【その後の検討状況・対応状況】

状況を調査したところ、排出されたごみ容器が割れており、汚水が流出してしまう状況であった。

問題となるごみ容器を排出している飲食店は業者収集であるが、ごみ容器の取り替えと、ごみの適正な管理・処理をお願いした。また、収集処理業者に対して衛生・美化管理について注意・指導を行った。

区民　淡路町一丁目の3m、4m幅員の道路は、車両通行止めにするか一方通行にしてほしい。車が徐行しないで来ることが多く危険だ。子どもたちの交通安全のためにもお願いしたい。

区長　これについては意見が非常に分かれるところである。商売をしている人にとっては、交通によって非常に影響がある。

警察とも協議が必要だが、一つの地域だけを考えて交通規制を行うと周りの区域から反対がある。周りの状況を見て考えていきたい。

【その後の検討状況・対応状況】

一般的に一方通行規制の実施については、当該道路および周辺道路の利用形態に大きな影響が生じることから、地元の皆さんの合意形成が前提となる。合意ができれば、警察署に要望していきたい。

区民　ビデオ広報の「わがまち千代田」平成14年1月分から成人式の模様がカットされており、今年度もカットされると聞いている。なぜか。

区長　調べて、別途お答えする。

【その後の検討状況・対応状況】

ビデオ1本当たりの収録時間が短くなったことや例年と趣向を変えて、お正月の行事を切り口にした編集を行った関係で、成人式を取り上げなかった。新成人が自ら企画するものであり、できる限り収録していきたい。

区民　須田町の靖国通りにガードレールを取り付けるという話がある。中央区の銀座通りはガードレールが無いのに、なぜつけないといけないのか理解できない。

ガードレールがあるせいでタクシーが横断歩道付近に停車するので渋滞を招くし、宅急便もガードレールのないところに止めて荷運びをする。交通を滞らせているし、美観上もよくないと思う。

区長　シンボル道路に変えていくとガードレールは取れている。古いところに残っていると思う。調べて別途対応する。具体的に警察とも協議を行ってみる。

【その後の検討状況・対応状況】

区内幹線道路のガードレールのあり方・必要性については、国道・都道の道路管理者、交通管理者に問題を提起していく。

区民　外神田の区立住宅は入居者が次々にいなくなっており、防犯上も問題がある。何とかならないか。

昌平幼稚園も入れてもらいたいと思っているが、こども園を今後何か所作るかは決まっているのか。

秋葉原の再開発が始まるが、まちづくりの情報が遅い。なるべく早く情報を出してほしい。

区長　期限付きで入居を認めても、すんなり退去しない場合もあるので、難しいところもある。例えば被災者の入居などを検討させてほしい。

こども園については、現在、平成18年度に富士見小学校の改築に合わせてこども園を開設する計画はあるが、それ以外は今のところない。

幼稚園と保育園の違いは基本的にないと考えているが、すべてをこども園にしようとは考えていない。幼稚園、保育園、幼保一元化園という3つの選択肢を用意する必要があると思う。

秋葉原については、都側と交渉をして区としての主張を取り入れてもらった。具体的には地元からの要望が高かったJR駅の東西通路や1,500台分の駐車スペースを作るようにした。国からもお金を出してもらうようにした。情報はできるだけ早く出したい。

区民　来年は江戸開府400年記念事業もあり、区民体育大会、ちよだフェス、地域コミュニティ活性化事業なども含めて発展的に整理することは考えられないか。

区長　考え方はまったく同じ。江戸開府事業の集中する時期は秋になるので、来年のちよだフェスは難しくなる。地域の方々との相談が必要だが、江戸開府事業に組み込むようになるのではないか。

区民　練成公園や芳林公園などにホームレスがいるので、子どもたちも遊ばない。須田町交差点付近にホームレスの青いテントがある。美観上も良くないから何とかしてほしい。

区長　区でも平成15年度から17年度の間に緊急一時保護センターを作らなければならない。公園から出て行ってもらっても、行くところがないので民間の敷地に行ってしまう。皆さんの言うことも分かるが、公共的なところにいるのを強制的に排除するのは難しい。

区民　6月28日の朝日新聞によれば中高一貫校は、九段高校、九段中学校で進んでいるかのようである。一橋中学校はどうなるのか。

区長　23区、多摩を含めて10校の中高一貫校を設置するという東京都の発表には、第一学区でどこに中等教育学校をつくるのかは触れられていない。

区は都に対して九段高校の移譲を申し入れている。千代田区としては、平成18年度から中高一貫教育を区としてやっていきたいと考えている。

将来、今5校ある中学校を3校にする。1校は九段高校と合わせて中等教育学校にする。そのほかの2校は在来型の中学校とする。

また、生徒の募集定員との関係で、地縁、血縁で区外から千代田区の学校に来る区域外就学についても何らかの見直しをしなければならないと考えている。

区民　コスモス館でお葬式ができるようになったが、いまだに神保町地域で使われていない。お清めを行う部屋や遺族の着替えの部屋がないなど使いづらいのではないか。

区長　調べて対応する。

【その後の検討状況・対応状況】

1階の区民ホールを葬儀場に、2階の記念室をお清めの場所に利用できるようになっているが利用しにくい実態があるのは事実だ。施設の利用のしかたについては、区内の施設全体で考えていく。

区民　例えば一人暮らしの要介護の高齢者が入院した際、現在の規定では病院にはヘルパーは行けない。利用者からすると、入院してから改めてヘルパーを頼めば、自費になるし自分の事情をあまり知らないし、家のどこに何があるか勝手も分からない。ヘルパーを連続（継続）して使えるようにできないか。

区長　平成15年度に報酬の改正があり、17年度には介護保険法が改正される。医療と介護の両制度の狭間の問題は区としても検討していきたい。

区民　錦華公園や西神田公園で花火をあげて騒ぐ。打ち上げ花火は危険であるし、ごみも散乱する。何とかできないか。

区長　巡回しないとだめだが職員の勤務体制の変更を含めて何か対策を考える。

【その後の検討状況・対応状況】

①7月3日に助役、環境土木部長が神田警察に取り締まり強化を要請し、巡回パトロール等協力するとの回答を得た②職員の夜間パトロールの際の公園巡回点検を強化する③近くのコンビニエンスストアーにごみの持ち帰り、花火禁止の協力要請をした（今後、花火は入荷しないとの協力を得た）④花火等を禁止する横断幕を設置した等の対応策を実施した。

区民　昼間区民だが、商売で使用する自転車の駐輪場に困っている。例えばひまわり館の地下駐車場などの公的なスペースの一部を駐輪場として使えないものか。

区長　作ったとしても希望者が必ず利用できるとは限らない。運営方法は地域の方と話し合うことが必要となる。

区民　2年ほど前から野良猫に関するボランティア活動に携わっている。来年度も区から助成をいただきたい。

区長　一応、時限（3年の時限で平成14年度が最終年度）になっているが、全体の中で検討する必要があるので即答できない。

区民　小学校の再編で児童が増え手狭になるので、お茶の水幼稚園を公園側に移したが、児童も減少している状況から考えると、いつまでも公園を使っているのは問題ではないか。

区長　時期は即答できないが必ず戻す。

区民　6月24日にお茶の水小学校の児童が、駿河台の交差点付近で警備員の格好をした男に連れて行かれそうになった。区でも善処してほしい。

区長　こういうことはメディアにも大いに書いてもらって注意を喚起したほうが良いと考えている。町ぐるみで警戒しないといけないので、情報提供は速やかに行いたい。

区民　道路を補修する際には元のとおりではなく、新しい形にしてバリアフリーの考え方を取り入れてほしい。

区長　近々、大枠が出るが、皇居を除いて区内全域をバリアフリー化することを考えている。障害の態様によってもいろいろなご意見があるので、具体化をする時には、利用する方の話を聞いてやっていくつもりでいる。

区民　区の掲示板が各町会にあるが、掲示板にはるというやり方はもう限界ではないか。自分の町会の掲示板の現状を写真に撮ってきたが、雨などではがれることが多い。またスペースが小さすぎる。

以前、区の掲示板に町会のお知らせをはりたかったが、原則としてはいけないらしい。どうにかならないか

区長　掲示板については情報化の時代でありインターネットを含めて区も専門家の話や意見を聴きながら今勉強している。

区の掲示板に町会のお知らせをはるのは可能であり、出張所長に相談してほしい。

区民　区の行政は縦割りになってしまって、自分の仕事以外によその課で何を行っているのか情報が伝達されないのではないか。

区長　庁内のコンピュータネットワークもあるし、具体的にどういうことかわからないが、職員は積極的に情報を収集する努力をするべきだ。職員が自ら情報をつかむのがこれからの職員像だと私は考えている。情報というのは、待っていても来ない。自ら積極的に情報を得て、それを区民の皆さんのために生かすのが本来のあり方だ。

区民　日常の業務でいっぱいになって、目先のことだけになっているのではないか。

区長　職員が少なくなって大変という声を聞くが、必ずしも職員が少ないとは思っていない。職員1人当たりの区民の数は30人で、他区の平均は100人を超えている。都心区としての仕事もあって単純にはいかないが、千代田区の職員は全体から見たら多いと思う。

区民　何年か前、ある窓口で手続きをした際に、他の手当にも該当したのに職員からその説明はなく、後で自分で調べて気づいたことがあった。来年の4月に障害者の福祉行政が措置から支援に変わるが、職員は福祉行政についてよく勉強して理解しておいてほしい。また、新しい制度について事前に障害者やその家族などに対して説明してほしい。

区長　昨年2月に区長に就任して、千代田区は障害者福祉が遅れているというのが最初の印象だった。福祉作業所をはじめとしていろいろやってきたが、職員すべてがそういう意識でやらないといけない。ご指摘の点を踏まえて対応していく。

区民　都市再生緊急整備地域について伺いたい。都は何か所か地区を指定し、そこでは今後、デベロッパーの考えているまちづくりができるようになる。このことを区長はどう考えているか。

区では神田と秋葉原が指定に入っている。住民には意見を聞かないのか。地区を指定してきて、それを住民が知らないのはいかがなものか。

区長　地域は国が指定する。この制度は民間が都市計画の案を提案できるという中身だ。

地域が指定されても一定の基準があって、区の都市計画審議会もあるし、提案をしたらすべてOKというわけではない。6か月のうちに行政がイエス・ノーを決めるということだ。

区民　中央区では一つの窓口ですべて手続きができるシステムになっていると聞いたが、千代田区もできないか。

区長　区民の方が1つの窓口ですべて手続きができるシステム「ワンストップサービス」は実施したいと考えているが、千代田区の場合、建物の構造上制約がある。今、考えているところだ。

区民　四番町保育園の給食調理委託が4月から始まったが、これまで給食について区の職員と保育士、保護者で話し合いの場を持ってきた。今後も三者で話し合いを持ちたい。

区長　保護者の方を排除するつもりはない。委託の是非を議論するのではなく、より良いものにしていくために保護者の方の考えを今後も聞いていきたい。

区民　区内では日比谷公園や皇居の一部以外は日影規制が無い地区となっている。都心の土地の高度利用を図らなければいけないというのは理解しているが、番町地区は住宅地区なのに日影規制がないというのはどうなのか。広い道路に面した土地は高い建物が建てられるが、表通りに高い建物ができるとそれらに囲まれた部分は日陰になり住みにくい。住民を増やそうという方向なのに、こうした状況はいかがなものかと思う。見直すつもりはあるか。

区長　日影規制、高度利用規制には地区内でも激論がある。一方では開発指向もあるし、他方では住環境を守りたいという考えもある。かなり難しい課題だということもご認識いただきたい。

解決策の一つとして、共同化があるが、一番のカギは地区計画だと思っている。それぞれの資産価値や何かで難しいが、地域の大方の方々の合意形成ができれば非常に強い。

理想論ばかりを追っても合意形成は難しい。現実にはお互いにどこまで歩み寄るかだ。妥協点を見つけてもらいたい。

区民　区長が「地区紛争を解決するのは地区計画だ」というのはそのとおりだと思う。合意形成に向けて行政の作業のスピードをあげてほしい。区が裁量すべきものではないか。何年間も放置されると無力感だけが残る。

区長　時間がたつと難しくなるから、それぞれの歩み寄りが大切だと申し上げている。住民同士で訴訟になってしまうと役所が介入するのは難しい。そこを皆さんで打開してほしい。区だけで決めるものではない。皆さんが合意形成をして、地区計画およびその条例は区が制定する。

区民　提案として緑を増やしていただきたい。街路樹を増やしてほしい。歴史のある番町地区の住環境を残してほしい。

区長　大きな公園を作るか、小さなポケットパークみたいなものを作るかという話はあると思う。街路樹の件については非常に意見が分かれる。商売をされている人にとっては荷降ろしの邪魔になるし、車を運転する人からは見通しが悪くて困るという話がある。

街路樹を植える時も、ご近所の人の意見を聞いてやっている。合意形成が難しいが、基本はいいまちをつくりたいと考えている。

区民　四番町保育園に子どもが通っているが、遠足に行く際に従来はバスだったのに今年度からは電車を使用している。安全面で心配なのでどうにかならないか。

区長　目的に合わせていろんな手段で実施する。徒歩で行く場合もあっていいし、電車で行く場合もあってもいい。子どもの成長に合わせていろいろな経験をさせることも必要である。保育士が実地調査などを行い安全も考慮に入れて園外活動をしている。

☆神田公園・和泉橋・富士見地区の「ふらっと区長室」は次号でお知らせします☆

保健　千代田保健所　〒101-0054 神田錦町3-10
千代田保健所麹町庁舎　〒102-0093 平河町2-7-4

■肝炎ウイルス検診

区では、40歳以上の方を対象に、節目健診または誕生月健診にあわせて、肝炎ウイルス検診を８月から実施します。次に該当し、希望する方はご相談ください。

▶節目健診（ちよピック21）の受診者。

▶誕生月健診の受診者で、次のいずれかの方。

①65歳、70歳になった方
②過去に肝機能異常を指摘されたことのある方
③広範な外科的処置を受けたことのある方
④妊娠・分娩時に多量に出血したことのある方等

※すでに同様の検査をした方や既往歴のある方は対象となりません。

問合せ　健康推進課健康推進係　☎３２９１−３６４６

■食品衛生週間　8月1日(木)〜7日(水)
〜食中毒にご注意を！〜

夏は食中毒の多発する季節です。微生物による食中毒を防ぐために、次の点を特に注意しましょう。

▶**付けない**　食材に付着していた微生物が手や器具を介して食品に付き、食中毒の原因となることがあります。手や器具を洗う必要があるのはこのためです。

・**手をよく洗う**　外から帰った時、調理の前、食事の前、トイレの後、ペットに触れた後はもちろんのこと、生の肉や魚、卵を扱った後にも石けんで手を洗うようにしましょう。手洗いは、食中毒予防の基本です。

・**台所用品をよく洗う**　包丁、まな板、皿、ボール、ふきんなどの台所用品は、汚れや微生物が、台所用品の傷や繊維の中に入りこんでいる場合があるので、食材の種類ごとに使い分けるか、よく洗った後に使いましょう。汚れを十分に洗い流した後、熱湯または塩素系漂白剤で消毒すると効果的です。また、タオルやふきんは清潔なものと交換し、流しもきれいに洗いましょう。

▶**増やさない**　微生物の多くは、温度管理が悪いと時間の経過とともに増えます。調理された食品は長時間放置せず、できるだけ早く食べましょう。保存する時はふた付き容器に入れ、冷蔵（10℃以下、刺身等生で食べる魚介類は４℃以下）しましょう。

▶**やっつける**　熱に強い細菌や、熱に強い毒素を出す細菌による食中毒もあり、加熱だけではすべての食中毒を防ぐことはできませんが、大部分の微生物は熱に弱いので、食品の中心まで十分に加熱（75℃で１分間以上）することが食中毒予防に有効です。ウイルスは、かきやあさりなど二枚貝に蓄積されていることがあるので、十分な加熱を心掛けましょう。

問合せ　生活衛生課☎３２９１−３６４５、麹町庁舎生活衛生課☎３２２１−１３１１

代表的な食中毒の原因微生物

	微生物名	主な原因食品	特　徴	症状（発病までの時間）
細菌	腸炎ビブリオ	海の生鮮魚介類とその加工品	・塩分を好み、塩分2〜5%でよく発育 ・他の食中毒菌と比較して発育が速い	下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱（8〜24時間）
細菌	サルモネラ	鶏卵、鶏肉およびその他の食肉とその加工品、淡水魚	・動物や人に広く分布 ・ねずみ、はえ、ゴキブリ、犬や猫などのふん等も汚染源	下痢、腹痛、発熱、頭痛、吐き気、おう吐（5〜72時間）
細菌	カンピロバクター	鶏肉やその他の食肉	・家畜、家きん、ペット、野性動物などのあらゆる動物に分布し、水系の集団発生もみられる ・少量の菌で食中毒をおこす	発熱、下痢、腹痛（2〜7日）
細菌	下痢原性大腸菌	原因食品は多種にわたる（レバー等の生肉は要注意）	・発病のしかたによって、腸管病原性大腸菌、腸管侵入性大腸菌、毒素原性大腸菌、腸管出血性大腸菌（O157等）、腸管集合性大腸菌の5種類に分けられている	下痢、腹痛、発熱、吐き気、おう吐、血便（12時間〜8日）
細菌	ウエルシュ菌	肉、魚介類、野菜の煮物、これらを使用した弁当、仕出し関連食品	・大量に調理された食品中の酸素が少ない状態で菌が増える（嫌気性菌） ・他の食中毒菌に比較して発育が速い	腹痛、下痢（6〜18時間）
毒素	黄色ブドウ球菌	穀類の加工品、弁当、にぎりめし（主に家庭で調理されたもの）、菓子類	・人や動物の化のう創や手指・鼻いん頭等に広く分布する ・食品中で増殖時に毒素を作り、食中毒をおこす	吐き気、おう吐、下痢、腹痛（1〜5時間）
ウイルス	小型球形ウイルス（SRSV）	河口養殖のかきやあさり等の二枚貝 十分加熱調理されていない食品	・10月から翌年4月頃にかけて集団発生 ・人のみが感染するウイルス性食中毒	下痢、おう吐、腹痛、吐き気、発熱、頭痛（1〜2日）

8月の保健事業ガイド（予約制）

※一部９月の事業を含みます。
＊は、千代田保健所へお問い合わせください。
☆は、麹町庁舎へお問い合わせください。

事業名・対象など	とき	実施場所	問合せ
両親学級（４日制） 妊婦の方	26日(月)・９月２日(月)・９日(月)・17日(火) 午後１時30分〜４時	千代田保健所☆	千代田保健所☎3291-3641
節目健診（ちよピック21） 区内在住の40・45・50・55・60歳の方	７日(水)　午前９時〜10時・午後１時〜 21日(水)　午前９時〜10時 24日(土)　午前９時〜10時30分 28日(水)　午後１時〜	千代田保健所	
	９日(金)　午前９時〜10時	麹町庁舎*	
女性の健康づくり健診（２日制） 区内在住で18〜39歳の女性の方 １日目：健診　２日目：結果相談	１日目：７日(水)　午前９時30分〜10時30分 ２日目：21日(水)　午前９時30分〜10時15分	千代田保健所	
骨粗しょう症健診（健診・結果相談） 区内在住・在勤・在学の方	９日(金)　午前８時45分集合	麹町庁舎*	
	７日(水)　午前８時45分集合 21日(水)　午前８時45分集合	千代田保健所	
一般健康相談 （C型肝炎検査も受けられます） 区内在住の方および５人未満の小規模事業所の方	７日(水)・21日(水) 区内在住の方＝午前９時〜10時30分 その他の方＝午前10時〜10時30分 ※実施日の前週の木曜日から予約受付	千代田保健所	
	９日(金) 区内在住の方＝午前９時〜10時30分 その他の方＝午前10時〜10時30分 ※実施日の週の月曜日から予約受付	麹町庁舎	麹町庁舎☎3221-1313
エイズ・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）相談・検査	２日(金)・16日(金) 午前９時〜10時15分	千代田保健所	
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付 午前10時〜午後４時	千代田保健所	
		麹町庁舎	
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	２日(金)・23日(金) 午前９時30分〜	千代田保健所	
細菌検査 （赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157の健康管理検便） 区内在住・在勤・在学の方 ※予約不要 （事前に採便管を取りに来てください）	６日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火) 午前９時〜正午・午後１時〜３時	麹町庁舎	
	２日(金)・９日(金)・16日(金)・23日(金)・30日(金) 午前９時〜正午・午後１時〜３時	千代田保健所	
老人精神保健（痴ほう）相談・デイケア おとしよりの心の問題で悩んでいる家族の方など	９日(金)　午前９時30分〜11時30分	麹町庁舎	在宅サービス課☎3221-1315
	30日(金)　午前９時30分〜11時30分	千代田保健所	
A型機能訓練 区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	毎週水曜日 午前９時30分〜11時・午後１時〜３時30分	麹町庁舎	
B型機能訓練（地域参加型）	第１・３金曜日　午後１時30分〜３時30分		
	第３・４火曜日　午後１時30分〜３時30分	神田公園出張所	
難病リハビリ教室（相談・指導）	28日(水)　午後１時〜３時30分	麹町庁舎	
在宅療養者訪問指導（保健婦・理学療法士）	随時受付		

8月の休日診療当番医等

＊受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。
＊健康保険証と健康手帳（70歳以上の方など）をお持ちください。

■内科・小児科■　診療時間：午前９時〜午後10時　　㊐印は午後５時まで　㊊印は午後５時〜10時

4日	麹町クリニック	☎3238-7654　麹町3-4-7 啓ビル5F
	奥田医院	☎3254-0702　神田多町2-9
11日	半蔵門モロオカクリニック	☎3230-2843　麹町1-6-16 半蔵門海和ビル2F
	㊐那須医院	☎3291-0662　神田神保町1-24 加藤KKビル5F
	㊊三楽病院	☎3292-3981　神田駿河台2-5
18日	平河クリニック	☎3262-2390　平河町1-1-1 北島ビル3F
	神田司町クリニック	☎3295-2513　神田司町2-21-10 冨士神田ビル2F
25日	山岡クリニック	☎3264-5160　麹町4-3 麹町富士ビル2F
	代田（しろた）医院	☎3831-5779　外神田6-4-5 妻恋坂コープ401

■歯科■　診療時間：午前９時〜午後５時

4日	中央通り歯科	☎3836-4180　外神田5-2-7 下村ビル2F
11日	外神田歯科	☎5688-1818　外神田6-3-5 三勇ビル3F
18日	五十嵐歯科医院	☎3251-3945　神田紺屋町43-3
25日	もてつ歯科	☎3251-0648　外神田2-11-7 友朋ビル1F

■調剤薬局■　営業時間：午前９時〜午後５時

4日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643　神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F
11日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380　神田駿河台2-10-1
18日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643　神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F
25日	三崎調剤薬局	☎3296-1210　神田駿河台2-2 お茶の水杏雲ビル1F

休日診療案内等　消防庁テレフォンサービス ☎3212-2323、健康案内ひまわり情報センター●夜間休日診療案内（24時間）☎5272-0303●休日等診療案内（土曜日午後5時〜月曜日午前8時30分）☎5272-0505

ミニフリーマーケット

掘り出し物があるかもしれません。お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

また、これから開催されるミニフリーマーケットの出店希望者も募集しています。

とき 7月27日㈯午前11時～午後1時30分（雨天決行）

場所 西神田コスモス館ストックヤード（西神田2－6－2）

出店数 10店舗程度

問合せ 清掃リサイクル課事業推進係

古布・紙パック・発泡スチロールトレイ・ペットボトルの回収にご協力を！

ストックヤード等（表1）では、家庭から出る古布・紙パック・食品用発泡スチロールトレイとペットボトル（表2）を回収しています。

なお、ペットボトルはコンビニエンスストア等の店頭でも回収しています。

※最近、回収できないものが「回収ボックス」に入っています。ご注意ください。

問合せ 清掃リサイクル課、千代田清掃事務所☎３２５１－０５６６

表1 ストックヤード等一覧

所在地	回収日・時間
千代田区役所玄関横（九段南1－6－11） ※古布は清掃リサイクル課（4階）までお持ちください。	随時 ※古布は月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
番町出張所（麹町2－14）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※上記以外の時間で、区民（会）館開館中は受付に声をかけてください。
富士見出張所ストックヤード（富士見1－6－7）	
神田公園出張所ストックヤード（神田司町2－2）	
和泉橋出張所ストックヤード（神田佐久間町1－11）	
西神田コスモス館ストックヤード（西神田2－6－2）	毎日　午前9時～午後8時
千代田清掃事務所（外神田1－1－6）	月～土曜日 午前7時40分～午後5時15分
千代田清掃事務所飯田橋車庫（飯田橋3－13－2）	月～土曜日 午前7時40分～午後4時25分
リサイクルセンター鎌倉橋（内神田2－1－8総合体育館地下1階）	毎月1日～25日　午前10時～午後6時 ※月曜日を除く

表2 回収品目

品目	回収できるもの	回収できないもの
古布	繊維衣料品・毛布・タオルケット	・洗濯やクリーニングされていないもの ・細かく刻んであるもの ・布団や枕、座布団・クッションなど中綿の入っているもの ・革製品など
紙パック	500ミリリットル以上の飲料用（牛乳・ジュース・酒など）の紙パック	・内側がアルミコーティングされているもの ・内側が白色でないもの ・よく洗われていないもの
食品用発泡スチロールトレイ	白、色つき、柄つきの発泡スチロールトレイ	・食品用でないもの ・プラスチックの弁当箱 ・卵ケース等発泡スチロールトレイでないもの ・汚れているもの
ペットボトル	飲料用、しょう油、酒等のボトルでペットボトル表示のマークがついたもの	・塩ビボトル等ペットボトル表示マークの無いもの ・中身の残っているもの

集積所にごみを出す際にはご注意を！

・生ごみが多いときは、できるだけふた付き容器に入れて出しましょう。

・集積所付近にある植え込みには、ごみ容器・袋を置かないようにしましょう。

・集積所付近にある視覚障害者用の誘導ブロック等の上には、ごみ容器・袋を置かないようにしましょう。

防鳥ネットの貸し出し

区では、からす等による集積所のごみ散乱防止のため、無償で防鳥ネットを貸し出しています。ご希望の方はお問い合わせください。

問合せ 千代田清掃事務所 ☎３２５１－０５６６

介護保険

■介護保険在宅サービスの利用者負担額を軽減します！

区では、生計困難な方も安心してサービスを利用できるよう、介護保険在宅サービスの利用者負担額を軽減します。利用者負担額の軽減を受けるためには、軽減認定申請が必要です。手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

対象 次の要件を満たす要支援・要介護認定を受けた方
・住民税非課税世帯
・世帯の実収入が、基準収入額（月額10万5,000円、世帯員が1人増すごとに5万円を加えた額）以下
・預貯金が基準収入額の6か月分以下
・保険料滞納による給付制限を受けていないなど

軽減内容 介護サービス費用の利用者負担として支払った額の70％を支給します。

軽減対象サービス 介護保険のすべての在宅サービス

※訪問介護は、別途軽減を実施しているので除きます。ケアプラン作成は、利用者負担がありません。

問合せ 介護保険課給付係

■8月の介護保険オンブズパーソンの出張相談は、お休みします

申立て・相談は随時受け付けていますので、希望日をご連絡ください。

問合せ 介護保険課介護保険相談主査

国民健康保険

■旅先で病気やけがをしたときは

国内で保険証を持たずに病気やけがをし、医療費の全額を自己負担したときは、必ず領収書と診療報酬明細書を受け取ってください。また、海外で医療を受けた場合も、一定の要件を満たすと療養費の支給対象となりますので、海外にお出かけの方は事前にお問い合わせください。

後日、世帯主からの申請により、支払った医療費（保険単価に換算した額）の7～8割を払い戻します。

問合せ 保険年金課管理係

第4回くらしの広場

参加団体募集

くらしの広場は区内の消費者グループなどが日ごろの学習成果を発表したり、生活関連企業の展示や各種相談など消費生活を考える場として毎年開催しています。今年は11月1日㈮に総合体育館で開催します。

対象 区内在住・在勤・在学者で構成され、日ごろ、消費生活に関する問題を学習している団体

申込み 8月16日㈮までに電話または直接、商工振興課消費経済主査へ。

毎週金曜日

生鮮三品消費者サービスデー

生鮮三品消費者サービスデー協力店では、毎週金曜日に生鮮三品（青果物、食肉、魚介類）をお買い上げいただいた方に、スタンプカード（発行店でのみ利用可）を発行し、500円分のお買い物につき1個スタンプを押します。スタンプが10個たまると、500円相当の商品とお取り替えします。

詳しくは、下記の協力店でお問い合わせください。

また、生鮮三品の区内小売業者で、本事業にご協力いただける事業者を募集しています（一部事業費の補助あり）。

問合せ 商工振興課消費経済主査

▼生鮮三品消費者サービスデー協力店

区分	商号	所在地	電話
青果物	丸三緑与㈱	麹町4－1麹町ストア内	3261－7039
	フルーツエリア鶴	麹町4－7	3261－9362
	㈲三河屋青果店	麹町6－1	3261－9738
	浜田青果店	一番町6	3261－9348
	石田商店	三番町24	3261－9349
	㈲杉白屋	六番町2－13	3261－9638
	山下屋小林青果店	九段南3－8－11	3261－9305
	十番	九段南4－6－11	3261－9247
	㈲八百武	富士見2－3－5	3261－3784
	㈲八百峰商店	富士見2－11－11	3261－1373
	八百栄	飯田橋1－8－8	3261－5755
	杉山商店	飯田橋4－5－13	3261－4747
	金子商店	神田神保町2－4－11	3261－9010
	㈲池田青果	神田淡路町1－9	3251－0046
食肉	大田屋	麹町2－3	3261－9635
	肉の吉野	麹町3－1	3261－0381
	ミートショップうちの	九段南4－2－5	3261－2918
	㈱三喜屋商店	富士見1－5－17	3261－3670
	肉の米久	富士見2－2－3	3261－1912
魚介類	家満喜	一番町4－3	3261－2064
	魚登	一番町5	3261－0826
	魚よし	九段南4－2－4	3261－8917
	魚勘商店	九段南4－7－17	3261－1603
	㈱三政	飯田橋2－7－1	3261－4941
	魚政	内神田3丁目周辺（移動車）	3531－1954
	㈲かね十	神田司町2－5	3294－0044

記入例

①催し・講座名②〒・住所③氏名（ふりがな）④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他

※在勤、在学の方は、勤務先・学校名と所在地、電話番号を追記。
※複数での申込みが可能な場合は、全員分を記入。

※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名（ふりがな）、性別、生年月日を追記。

※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。

いきいきプラザ一番町

（一番町12　☎3265－6311）

■「いきいきプラザまつり」ボランティア募集

10月27日㈰に開催される「いきいきプラザまつり」をお手伝いしていただけるボランティアを募集します。

活動期間　9月1日㈰～10月27日㈰
※まつり当日のみでも可

内容　飾り付けなどの準備、当日の運営など
※8月21日㈬午後2時～3時、午後6時30分～7時30分の2回、オリエンテーションを行います（都合の悪い方はご相談ください）。

申込み　8月20日㈫までに電話または直接プラザへ。

男女共同参画センター

（神田和泉町1　☎5823－0772）

■MIW相談室

夫婦関係、子育て、生き方、働き方、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題について、専門のカウンセラーが相談に応じます（事前に予約が必要です）。

予約電話　☎5823－0774

相談日　下表のとおり
※一時保育（有料）あり

■MIW情報ライブラリの休室

7月30日㈫～8月11日㈰の間、蔵書点検のため休室します（図書等の返却は受け付けています）。交流サロン、ミーティングルーム、相談室は通常どおりご利用になれます。

MIW相談室

曜日		時間	曜日		時間
水曜日	第1・第3	午前10時30分～午後3時30分	木曜日	第2・第4	午前10時30分～午後3時30分
	第2	午後5時～9時		第1・第3・第5	午後5時～9時

地球市民講座　「平和啓発展示会」

広島市民が直接体験し、自ら描いた原爆による悲惨な状況の絵の複製等を展示します。

とき・会場
・いきいきプラザ一番町区民ギャラリー（一番町12）＝8月1日㈭～7日㈬の午前9時～午後5時
・区役所1階ロビー＝8月9日㈮～15日㈭（土・日を除く）の午前9時～午後5時

問合せ　国際平和・男女平等人権課

保養施設の申込みハガキが新しくなります

11月利用分からの保養施設申込書の様式が専用往復ハガキから専用ハガキに変わります。

新しい専用ハガキは、8月12日㈪から区役所、出張所などで配布します。
※今までの申込みハガキも利用できます（返信用切手は不要です）。

問合せ　区民総務課保養施設係

社会福祉協議会

■社会人・シニア向け「ちよだ夏！体験ボランティア2002」

ボランティア活動を始めるきっかけとして参加してみませんか？

とき・内容
・8月17日㈯午後1時30分～4時＝ボランティア入門講座、ボランティア活動体験談
・8月24日㈯＝社会人有志主催の高齢者のど自慢大会や西神田高齢者在宅サービスセンターなどでのボランティア活動体験（時間は活動先により異なります）。
・9月7日㈯午後1時30分～4時＝観光ボランティアの説明・体験談、区内の名所探索

対象　ボランティア活動に興味があり、3日間とも参加できる方20名（申込順）

申込み　電話、ファクシミリ、Eメール（7面記入例参照）または直接ちよだボランティアセンター（西神田1－3－4☎5282－3716 FAX5282－3717 mail info@chiyoda-vc.com）へ。

■「いどころ探索サービス」ご利用ください

PHS端末機を携帯することにより、行方不明になったときに現在位置を探索し、ご家族の方にお知らせするサービスです。

対象　位置探索時に探しに行ける家族がいる区内在住の高齢者および知的障害者の方

費用　月額1,000円

問合せ　地域福祉課☎5282－3711 FAX5282－3718

■ひとり親家庭レクリエーション

ひとり親家庭の方の交流とリフレッシュを目的に、レクリエーションを開催します。

とき　8月24日㈯午前8時、西神田併設庁舎前集合・出発

場所　河口湖フィールドセンター（山梨県）

対象　区内在住のひとり親家庭の児童（小学生）とその保護者40名（抽選）

費用　保護者＝1,000円、児童＝500円
※対象者の中で、当日職員のお手伝いをしていただけるボランティアを募集しています。

申込み　8月9日㈮までに電話、ファクシミリ、Eメール（7面記入例参照）または直接地域福祉課（西神田1－3－4☎5282－3711 FAX5282－3718 mail cyd-shakyo@ag.wakwak.com）へ。

■西神田併設庁舎3階会議室の無料貸し出し

区内の地域福祉活動を推進するボランティア活動や市民活動をしている団体に無料で貸し出します。

貸出日時　月～土の午前9時～午後9時30分（祝日を除く）
※会議室Aは、月～金は夜間のみ利用可。

定員　会議室A＝30名、会議室B＝15名、会議室C＝15名

申込み　利用日の2か月前の第3土曜日午前10時30分から直接ちよだボランティアセンター（西神田1－3－4）へ。
※電話予約☎5282－3716は受付開始日の午後1時～。

国の行政に関する相談は行政相談委員へ

総務省から委嘱された専門の相談委員が住民の立場に立って助言したり、苦情の解決や要望の実現に大きな役割を果たしています。ぜひご利用ください。

とき　毎月第2火曜日（8月を除く）午後1時～3時

場所　区民相談室（九段南1－6－11千代田図書館横）

問合せ　広報広聴課

▶郵政に関する行政相談の事例

内容　留学中の娘に航空郵便で薬を送ったが、届かない。郵便局や留学先の大使館に照会してもわからないので調べてほしい。

対応　国際郵便局に早急な調査を要請したところ、郵便物は確かに留学先の郵便局に到着し、配達を試みたが不在だったので不在通知を入れ、郵便物は同局で保管されていることが判明した。相談者には上記の事実と留学中の娘が不在通知を持って同局を訪ねればよい旨を伝えた。

施設の利用申込み・抽選

スポーツ施設　外濠公園＝文化学習スポーツ課　☎3234－2841
七生体育施設・総合体育館＝総合体育館　☎3256－8444

施設名		申込期間	抽選	空施設受付	利用できない日※
外濠公園（10月分）	野球	往復ハガキで、8/10㈯～20㈫（消印有効）	8/23㈮区役所6階604会議室	9/17㈫午前9時～（申込順）＊	6㈰～8㈫、12㈯、13㈰、15㈫～21㈪、25㈮、26㈯、28㈪、30㈬
	テニス				1㈫、8㈫、15㈫～20㈰、22㈫、29㈫
七生体育施設（10月分）	テニス	専用ハガキで、8/1㈭～25㈰（必着）	9/2㈪	9/12㈭午前10時～（申込順）	—
	バレーボール				
総合体育館（11月分）		所定の用紙で、8/1㈭～20㈫（必着）	9/2㈪	9/2㈪午前10時～（申込順）	団体利用・個人利用の区別がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※時間帯によっては利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
＊は、外濠公園☎3341－1731へお問い合わせください。

保養施設10月分　区民総務課保養施設係

申込み　専用ハガキで、8/1㈭～8㈭（必着）
抽選　8/14㈬午前9時30分～　区役所6階603会議室
空室受付　8/22㈭
箱根・湯河原＝午前9時～
嬬恋・軽井沢＝午後1時30分～

10月の利用できない日	
箱根	7㈪～11㈮、23㈬～25㈮、28㈪～29㈫、31㈭
湯河原	1㈫～3㈭、10㈭、16㈬、31㈭
嬬恋	9㈬、22㈫～24㈭、31㈭
軽井沢	少年自然の家　2㈬、8㈫～10㈭　15㈫～25㈮、31㈭
	メレーズ　2㈬、8㈫～10㈭、31㈭

※嬬恋自然休養村は、企業の研修、サークル活動などにもご利用いただけます。

区民相談室

広報広聴課
受付時間：午後1時～3時

8月の相談日

固定資産税相談	1㈭
交通事故相談※	2㈮、9㈮、16㈮、23㈮
外国人相談※	8㈭

※交通事故相談・外国人相談の受付時間は午後1時～3時30分です。交通事故相談は事前に予約が必要です。
●区政・一般相談は、毎日（区役所開庁日）午前8時30分から受け付けています。
●法律、税務、人権身の上、行政、社会保険労務、不動産取引、住み替え相談は、8月中お休みします。この期間中、法律などの問題でお困りの場合、（都）生活文化局広報広聴部相談課☎5320－7722へご相談ください。